○関東地方整備局告示第二百八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十五日　関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市北国分二丁目二五五〇番二地内	前	一〇二・一八～一一一・五五メートル	〇・〇一三キロメートル
	後	一〇九・二九～一一一・五五メートル	〇・〇一三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十五日　九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百十号	由布市挾間町挾間字立烏帽子四五七番二から同市挾間町挾間字立烏帽子四八六番五まで	九州地方整備局及び大分河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

三　占用を制限する理由

四　占用の制限の開始の期日

平成二十八年九月十六日

○沖縄総合事務局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十五日　沖縄総合事務局長　能登　靖

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭大久田原六五三番一から同町字具志頭大久田原六五九番まで	前	二五・〇〇～六五・二〇メートル	〇・〇三八キロメートル
	後	二一・六〇～六五・二〇メートル	〇・〇三八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

国会事項

衆議院

報告書受領

九月九日内閣から次の報告書を受領した。

国家公務員倫理法第四条の規定に基づく平成二十七年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく国家公務員倫理規程及び職員の職務に係る倫理に関する訓令に関する報告

自衛隊員倫理法第四条の規定に基づく平成二十七年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

自衛隊員倫理法第五条第五項の規定に基づく自衛隊員倫理規程の一部改正に関する報告

参議院

報告書受領

九月九日内閣から、国家公務員倫理法第四条の規定に基づく平成二十七年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく国家公務員倫理規程及び職員の職務に係る倫理に関する訓令に関する報告を受領した。

人事異動

法務省

司法試験委員会委員に任命する　春名　一典

司法試験委員会委員を免ずる（以上九月二日）　古口　章　是木　誠

検事

平成二十八年司法試験考査委員に併任する

併任の期間は平成二十八年十一月三十日までとする

平成二十八年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は平成二十八年十月三十一日までとする（九月六日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、山形県において開催された第三十六回全国豊かな海づくり大会に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、九月十日午前十一時十七分御出門、同県へ行幸啓、同月十二日午後四時三十八分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送に限る。）の業務の認定申請受付について

衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送に限る。）の業務の認定について、平成28年9月15日（木）午前9時30分から同年10月17日（月）午後6時15分まで総務省情報流通行政局衛星・地域放送課において申請の受付を行います。

本件申請の対象周波数は、以下のとおりとなります。

①　ＢＳ放送用周波数（右旋円偏波の電波の周波数に限る。）のうち、以下に係る新たに生じる空き周波数

(1)　基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）第１の１(4)エに規定する試験放送に係る衛星基幹放送の業務の用に供している周波数

(2)　ＢＳ放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務を廃止する旨（本件申請の認定の日から起算して１年６月を経過する日までに廃止するものに限る。）を届け出ているものに係る周波数その他当該認定の時点において、当該認定の日から起算して１年６月を経過する日の翌日以降、衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数となることが確実な周波数